

## 日本臨床発達心理士会千葉支部 2023年度第1回資格更新研修会のお知らせ

日時 2023年6月18日(日) 13時00分～16時20分

会場 Zoomによる配信(入室は12時30分より可能)

千葉支部会員向け研修会(他支部からの参加はできません)

事前参加申込が必要、定員60名、**参加費無料**、研修ポイント1ポイント(申請中)

テーマ 「幼児・児童の人権を守り、一人ひとりを大切にする支援について」

講師 矢藤 誠慈郎 先生 (和洋女子大学 人文学部 こども発達学科 教授)

### 要旨

本研修会は、Zoomによる配信にて実施します。

昨今、社会的な衝撃を伴って、メディアによる保育現場での不適切な保育の実態が報道されています。こうした不適切な保育の背景には、保育士の配置基準の問題だけでなく、子どもの人権に対する理解や園組織の在り方等、保育に関わる本質的な問題も関連しているように思います。

本研修では、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の他、全国保育士会で作成した人権擁護のセルフチェックリストなどの資料をもとに、保育をよりよいものにしていくための臨床発達心理士の具体的な働きかけについて、発達の社会的理解、保育現場における他の専門職種や他機関等との相互連携に関する内容、子どもの最善の利益、対象児の権利保障の観点等から考えていきたいと思えます。

### ○参加方法

◆千葉支部会員向け研修会で事前参加申込が必要です(千葉支部準会員も参加できます)。

申込受付期間 **2023年5月21日(日)より**6月11日(日)まで。先着順に受け付け、定員になりしだい締め切りといたします。

氏名、会員番号(1から始まる8桁の番号)を明記の上、[jacdpchiba@yahoo.co.jp](mailto:jacdpchiba@yahoo.co.jp)宛てにメールで送信してください。

参加の可否、研修会資料の配布方法、Zoomへの参加方法についてメールで送信します。申込時のメールアドレスに返信しますので、必ず返信メールが受け取れるアドレスから参加申込をしてください。**参加費は無料**です。

◆2023年度の会費が未納の方は参加できません。

◆当日の研修会終了後1時間以内に、講義の中にあつた複数の「合い言葉」をメールで送信していただき、研修会参加が完了したことになります。

◆本研修会に参加するためには、Zoomミーティングに参加するための設備(パソコン、Webカメラ、マイク等)と環境(ソフト、インターネット接続)が整っている必要があります。

## ○確認事項と遵守事項

申込にあたっては必ず下記についてご確認ください。申込いただいた方については下記の確認事項と遵守事項に同意されたものとさせていただきます。

### ◆確認事項

当日の通信状況や参加者の操作ミス等により講義を視聴できなかった場合について、個人に講義内容の再配信は行いません。

### ◆遵守事項

1. Web 研修会を受講できるのは、受講申込をした本人に限られます。本人の代わりに他人が受講してはいけません。
2. 講義や資料のリンク先の URL を他人に教えたり、SNS やブログなどで公開したりしてはいけません。
3. 参加者は講義を撮影、録画、録音、公開をしてはいけません。
4. 講義内容や配付資料を SNS やブログなどに公開してはいけません。
5. 配付資料の電子ファイルを他人に送信したり、コピーを他人に配付したりしてはいけません。
6. その他、倫理綱領に抵触する行為をしてはいけません。

## 千葉支部 2023 年度 第 1 回資格更新研修会資格更新研修会 報告

2023 年 6 月 18 日(日)13 時~16 時 20 分

Zoom 配信によるオンライン研修会 参加者 52 名

幼児・児童の人権を守り、一人ひとりを大切にする支援について

—保育の質を高める取り組みへ—

講師 矢藤誠慈郎 先生 (和洋女子大学)

昨今、保育所等での不適切な保育実態が新聞等のメディアで大きく取り上げられています。臨床発達心理士が子どもの発達に応じた適切な支援を行ない、保育をより良いものにしていくためには、保育現場で起きている社会的問題についても適切に対応していくことが求められます。

本研修会では、保育の組織マネジメントをご専門とする矢藤誠慈郎先生をお招きし、子どもの最善の利益や権利擁護、他機関や他の専門職との連携の方法などの観点から、不適切な保育をどのように理解し、保育の質を高めていくと良いのかについてご講演いただきました。

最初に「不適切保育」について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や保育所保育指針解説等に示される内容を確認し、「不適切保育」を質の低い保育・不適切保育・虐待の3つに分けて考えました。そして各段階における保育の質の向上や保育の質の確保の重要性を理解しました。

既に全国保育士会では「保育所・認定こども園等における子どもの人権擁護のためのチェックリスト」(平成29年作成・平成30年一部改訂)を作成しています。このチェックリスト活用の際に注意しなければならないのは、どのような保育実践が望ましいのかを各園で共通理解を図っていくことであり、単に適切であるか否かを判定していくものではないということです。そして保育が適切であるかどうかを保育士個人の判断に委ねるのではなく、組織メンバーによる価値・ビジョン・目標の共有が必要です。

一方、組織メンバーの保育観には幅があり、利害関係も多様です。そのため具体的な取り組みを通してビジョンや目標を組織内で共有する必要があります。子どものできる・できないに注目するのではなく、その子どもの良さが発揮されているところに目を向けるなどを振り返りの視点として共有すると、実践についての語り合いや学び合いが生まれやすく、開かれた組織へと変化していきます。

さらに、組織内の対話を重視し、同僚性を高めていくことも大切です。具体的な方法として、対話的な学びのための約束事(行動の指針)を意識しながら、園内研修を進める方法をご紹介します。

(實川慎子)